

青森県立保健大学動物実験規程

平成31年4月1日

規程第1号

(最終改正 令和8年5月14日)

(前文)

大学等における動物実験を伴う生命科学研究は、人の健康・福祉・先端医療の開発展開のみならず、動物の健康増進等における研究分野の進展においても必要な手段である。

この規程は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）及び研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。）を踏まえ、日本学会会議が作成した動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月。以下「ガイドライン」という。）を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、実験動物の飼養及び保管に係る管理運営体制の整備、並びに動物実験等の実施方法を定めるものである。

(趣旨及び基本原則)

第1条 この規程は、青森県立保健大学（以下「本学」という。）における動物実験等及び実験動物の飼養及び保管等を適正に行うため、学長の責務、体制の整備、動物実験計画の承認手続き、実験動物の飼養及び保管等、その他必要な事項について定めるものとする。

2 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）の3R（Replacement, Reduction, Refinement）に基づき、適正に実施しなければならない。

4 実験動物の飼養及び保管に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、動物福祉の基本理念である「5つの自由（飢え及び渇きからの解放、肉体的不快感及び苦痛からの解放、傷害及び疾病からの解放、恐怖及び精神的苦痛からの解放、本来の行動様式に従う自由）」に配慮して実施すること。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 第5号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 実験室 実験動物に実験操作（48時間以内の一時保管を含む。）を行う動物実験室をいう。
- (4) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括するものをいう。
- (9) 飼養者 実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (10) 指針等 基本方針及び厚生労働省、農林水産省から示されている動物実験等の実施に関する基本指針並びにガイドラインをいう。

（適用範囲）

第3条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用される。

- 2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託等先においても、指針等に基づき、適正に動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

（体制）

第4条 学長は、本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の飼養及び保管を最終的な責任者として統括する。

- 2 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握とその結果に基づく改善措置、飼養保管施設の整備、並びに飼養保管施設及び実験室の設置及び廃止の承認、動物実験等に係る安全管理、教育訓練、自己点検・評価、外部の専門家による検証、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に必要な措置に関して責務を負う。
- 3 実験動物及び施設等を適切に維持管理する総括的な責任者（以下「管理者」という。）を置き、ヘルスプロモーション戦略研究センター長をもって充てる。
- 4 飼養保管施設において管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者（以下「実験動物管理者」という。）を置き、施設等ごとに管理者が指名する。

（動物実験計画の立案、審査、手続き）

第5条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次の各号に掲げる事項を踏まえて、動物実験計画を立案し、動物実験計画書（様式第1号）を学長に申請しなければならない。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性に関すること。
 - (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
 - (3) 使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的・微生物学的品質及び飼養条件を考慮すること。
 - (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
 - (5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること。
- 2 学長は、動物実験等の開始前に動物実験責任者から動物実験計画書を申請させ、青森県立保健大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）に計画内容の適否その他の事項について意見を求める。
- 3 委員会は、前項の意見の求めがあった日から1か月以内に第1項に掲げる事項について、3Rの観点から審査をし、次の区分により判定を行う。
- (1) 承認
 - (2) 条件付き承認（修正した内容を速やかに委員会に提出することを条件とするもの。）
 - (3) 再審査
 - (4) 不承認
- 4 委員会の委員は、自らが関わる動物実験計画の審査に関与することができない。
- 5 委員会は、第3項の審査結果を速やかに学長に報告する。
- 6 学長は、前項の報告を踏まえ、計画内容の適否その他の事項を当該動物実験責任者に通知する。
- 7 動物実験責任者は、動物実験計画について前項の通知による承認を得た後でなければ、動物実験等を行うことができない。
- （異議の申立て）
- 第6条 動物実験責任者は、前条第6項の通知に異議あるときは、学長に対し、異議の申立てを行うことができる。
- 2 異議の申立ては、異議を申し立てる旨及びその理由を記載した申立書に、根拠となる資料を添えて行わなければならない。
- （動物実験計画の変更等）
- 第7条 動物実験責任者は、承認された動物実験計画を変更又は追加する場合は、動物実験計画（変更・追加）承認申請書（様式第2号）により、事前に学長の承認を得なければならない。
- 2 前項の承認の手続きは、第5条第2項から第6項まで及び第6条に準じて行う。
- （実験操作）
- 第8条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、動物実験等に関する法令、飼養保管基準、指針等に則するとともに、特に次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
 - (2) 動物実験計画書に記載された事項を的確に実施すること。
 - ① 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - ② 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む）の配慮

③ 適切な術後管理

④ 適切な安楽死の選択

(3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、麻薬・向精神薬等、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従うこと。

(4) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。

(5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。

(6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

2 学長は、動物実験計画を実施した後、動物実験責任者から動物実験結果報告書（様式第3号）により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等の動物実験計画の実施の結果について、報告させなければならない。必要な場合は、委員会の助言を受けて適正な動物実験等の実施のための改善措置を講じなければならない。

3 動物実験責任者は、当年度の「動物実験の自己点検票」を提出すること。（動物実験責任者は、毎年度末に当年度の「動物実験自己点検票」（様式第4号）及び「動物実験の経過報告（実際に使用した動物数、動物実験計画の変更の有無等）」を所定の様式により、提出すること。

（マニュアル（標準操作手順）の作成と周知）

第9条 管理者は、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知しなければならない。

2 動物実験実施者及び飼養者は、前項のマニュアルを遵守しなければならない。

（実験動物の健康及び安全の保持）

第10条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者（以下「実験動物管理者等」という。）は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

（実験動物の導入）

第11条 実験動物を導入する場合は、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入しなければならない。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

（給餌・給水）

第12条 実験動物管理者等は、実験動物の種類、生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行わなければならない。

2 実験動物管理者は、飼養保管施設の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管をする実験動物の数及び状態の確認が行われるようにしなければならない。

（健康管理）

第13条 実験動物管理者等は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健

康管理を行わなければならない。

2 実験動物管理者等は、実験動物が実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数動物の飼育)

第14条 実験動物管理者等は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養又は保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

(記録の保存及び報告)

第15条 実験動物管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存しなければならない。

2 実験動物管理者は、年度ごとに飼養又は保管した実験動物の種類と数等について、管理者を通じて、学長に報告しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

第16条 実験動物管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養又は保管の方法、感染性疾患等に関する情報を提供しなければならない。

(輸送)

第17条 実験動物管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めなければならない。

(飼養保管施設又は実験室の要件)

第18条 飼養保管施設は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2) 実験動物の種類や生理、生態、習性等、並びに飼養又は保管する数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や内壁などの清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 実験動物管理者を配置すること。

2 実験室は、前項第3号から第6号までに掲げる要件を満たさなければならない。

3 実験動物管理者等は、学長が指定した飼養保管施設又は実験室において飼養若しくは保管又は動物実験等を行わなければならない。

(施設等の承認等)

第19条 施設等を設置等する場合は、施設等管理者は、動物実験飼養保管施設設置承認申請書(様式第5号)または実験室設置承認申請書(様式6号)を学長に提出して、その承認を得なければならない。

2 学長は、[前項](#)の申請書の提出があったときは、動物実験委員会の審査を経て、その承認又は不承認を決定し、当該施設等管理者に通知するものとする。

3 施設等管理者は、施設等の設置について学長の承認を得た後でなければ、当該施設等で実験動物の飼養若しくは保管させ、又は動物実験を行わせることができない。(施設等の維持管理及び改善)

第20条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努める。

2 管理者は、実験動物の種類、生理、生態、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行う。

(施設等廃止時の取扱い)

第21条 施設等を廃止する場合は、施設等管理者は、施設等(飼養保管施設・実験室)廃止届(様式第7号)を学長に届け出なければならない。

2 管理者は、施設等の廃止に当たっては、実験動物が命あるものであることに鑑み、その有効利用を図るため、飼養又は保管している実験動物を他の施設へ譲り渡すよう努める。

3 施設等の廃止に当たって、やむを得ず実験動物を殺処分しなければならない場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」に基づき行うよう努めなければならない。

(危害防止)

第22条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定める。

2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡する。

3 管理者は、実験動物管理者等の実験動物に由来する感染症の罹患又はアレルギー等の発症、実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時に、必要な措置を講じる。

4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定める。

5 管理者及び実験動物管理者等は、人に危害を加える等のおそれがある実験動物について、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別措置を技術的に可能な範囲で講じるように努める。

6 実験動物管理者等は、相互に実験動物による危害の発生の防止に必要な情報の提供等を行うよう努めること。

7 管理者及び実験動物管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接することのないよう、必要な措置を講じる。

(緊急時の対応)

第23条 管理者は、地震、火災、人と動物の共通感染症の発生時等の緊急時に執るべき措置の計画(緊急時対応マニュアル等)をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図る。

2 管理者及び実験動物管理者等は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努める。

(人と動物の共通感染症の対応)

第24条 実験動物管理者等は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努める。

2 管理者、実験動物管理者及び動物実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努める。

(教育訓練)

第25条 管理者は、次の事項に関する教育訓練を実施し、実験動物管理者等は、当該教育訓練を

受講しなければならない。

- (1) 動物実験等に関する法令、指針等、本学の定める規程等
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保、安全管理に関する事項
- (5) 人と動物の共通感染症に関する事項
- (6) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

2 学長は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存する。

3 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者の別に応じて必要な教育訓練が確保されるよう努めること。

(自己点検・評価・検証)

第26条 学長は、委員会に、基本方針への適合性並びに飼養保管基準の遵守状況に関し、毎年、自己点検・評価を行わせること。

2 委員会は、動物実験等の実施状況等や飼養保管状況に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者及び管理者に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は、自己点検・評価の結果について、外部の専門家による検証を定期的実施すること。

(情報公開)

第27条 学長は、本学における動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養又は保管の状況、自己点検・評価、外部の専門家等による検証の結果、委員会の構成等の情報）を毎年1回以上公表する。

(準用)

第28条 第2条第5号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努める。

(雑則)

第29条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年5月14日から施行する。